

## 名張市手数料徴収条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

建築基準法施行令の一部改正により、接道義務<sup>※1</sup>又は道路内建築制限<sup>※2</sup>が既存不適格<sup>※3</sup>となっている建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替について、政令で定める範囲内においてそれらの緩和に係る特例認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請手数料の規定を設けるため、所要の改正を行おうとするものです。

※1：接道義務 建築物の敷地が、道路に2メートル以上接していなければならない義務のことをいいます。（建築基準法第43条）

※2：道路内建築制限 建築物又は敷地造成のための擁壁を、道路に突き出して建築できない制限のことをいいます。（同法第44条）

※3：既存不適格 既存建築物が法律や条例の施行や改正などで適合しなくなっている部分をいいます。

### 2. 改正の内容

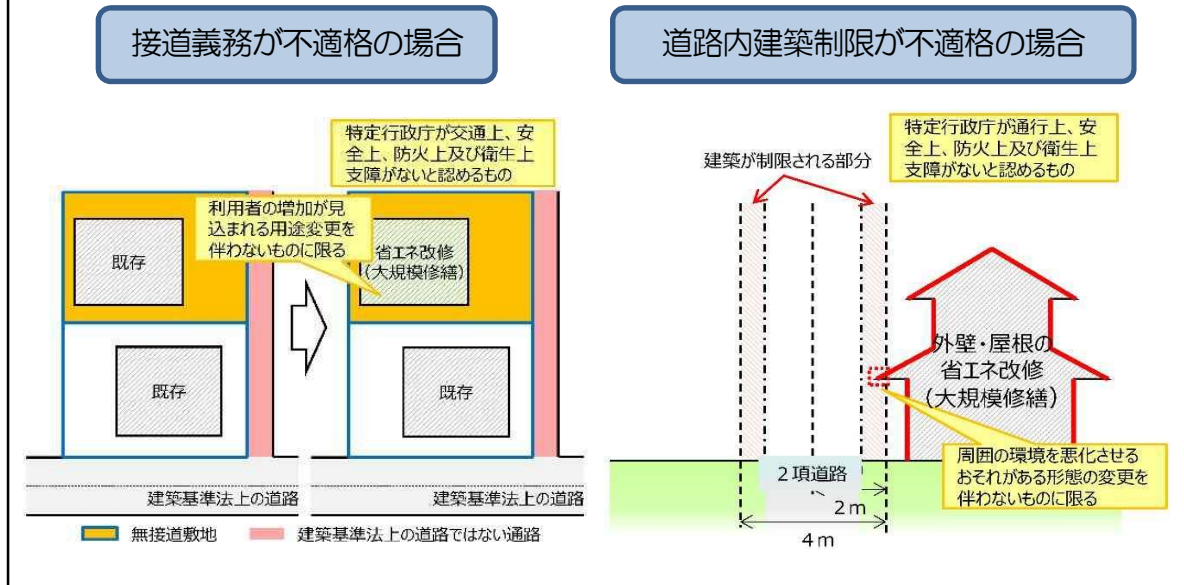
#### (1) 制度の概要

建築基準法では、既存建築物に増改築などをする場合は既存不適格となっている建築物については、全て現行の法律に適合することを義務付ける遡及適用が原則となっているため、接道義務又は道路内建築制限が既存不適格となっている建築物は、これまで用途の変更及び大規模の修繕又は大規模の模様替ができませんでした。

今回の制度改正により、政令で定める範囲において、特定行政庁である本市が交通上又は通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した場合には、接道義務又は道路内建築制限の遡及適用が緩和されることとなります。

## 改正イメージ

(国土交通省資料から引用)



### (2) 認定申請手数料

(1) の認定申請に係る手数料について、該当の用途の変更を伴わない大規模の修繕等で建築物の接道義務の緩和を受ける場合又は形態の変更を伴わない大規模の修繕等で道路内建築制限の緩和を受ける場合の二つの区分の規定を設け、それぞれ手数料の額は、三重県手数料条例の例により、2万7千円とします。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。